

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
187	南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。 町、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。	<u>「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</u> 南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。 町、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。	あいちビジョン 2030 の反映
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修 正 案	改正理由																				
193	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社</td><td>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</td></tr><tr><td>中部電力株式会社（※）</td><td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。（以略同じ。）</td></tr><tr><td>東邦ガス株式会社</td><td>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</td></tr></table> ~~~~~	機関名	内 容	東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。	西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。	中部電力株式会社（※）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。（以略同じ。）	東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社</td><td>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</td></tr><tr><td>中部電力株式会社（※）</td><td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。（以略同じ。）</td></tr><tr><td>東邦ガス株式会社（※）</td><td>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以略同じ。）</td></tr></table> ~~~~~	機関名	内 容	東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。	西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。	中部電力株式会社（※）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。（以略同じ。）	東邦ガス株式会社（※）	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以略同じ。）	指定公共機関の追加に伴う修正
機関名	内 容																						
東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。																						
西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。																						
中部電力株式会社（※）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。（以略同じ。）																						
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。																						
機関名	内 容																						
東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。																						
西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。																						
中部電力株式会社（※）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。（以略同じ。）																						
東邦ガス株式会社（※）	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以略同じ。）																						
	第2編 災害予防	第2編 災害予防																					
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進																					
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携																					
197	6 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時に	6 防災ボランティア団体等との連携 県及び町は、行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要であ	表記の整理																				

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	ボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	る。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第4節 ライフライン関係施設等の整備	第4節 ライフライン関係施設等の整備	
208	7 農地及び農業用施設 農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。 また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	7 農地及び農業用施設 農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。 また、<u>防災重点農業用</u>ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第3章 文化財保護対策	第3章 文化財保護対策	
209	2 平常時からの対策 （1）町指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を整備するなど、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、<u>防災台帳</u>の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名 イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他） ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）	2 平常時からの対策 （1）町指定文化財の所有者ごとに「文化財<u>レスキュー</u>台帳」を整備するなど、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、<u>文化財レスキュー</u>台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・<u>変更履歴</u>・所有者住所 イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、<u>構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他</u>） ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、<u>所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人</u>	文化財防災台帳の整備更新に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図 (2) 文化財 <u>防災</u> 台帳を <u>町内</u> で保管し、大規模災害時に備える。	<u>時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他)</u> エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・ <u>写真</u> (2) 文化財 <u>レスキュー</u> 台帳を <u>県とクラウド上で共有</u> し、大規模災害時に備える。	
	第4章 都市の防災性の向上	第4章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
212	1 市街地再開発事業等の推進 土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。	1 市街地整備事業の推進 土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。	表記の整理
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
217	6 防災中枢機能の充実 (1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 7 防災関係機関相互の連携 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	6 防災中枢機能の充実 (1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、 <u>再生可能エネルギー等の</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 7 防災関係機関相互の連携 (1) 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 (2) 県、町及び防災関係機関は、 <u>職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
		(3) 県、町及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	
218	第3節 情報の収集・連絡体制の整備 3 被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	第3節 情報の収集・連絡体制の整備 3 被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	表記の整理
221	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策 1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策 1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月策定令和4年1月改定)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	表記の整理
222	2 広域連携、民間連携の促進 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。 なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。	2 広域連携、民間連携の促進 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。 なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	◆附属資料 97 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」 ◆附属資料 122 、 123 「災害時における 廃棄物の処理等に関する協定」	◆附属資料 97 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」(愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合)」 ◆附属資料 122 、 123 「災害時における 廃棄物の処理等に関する協定」	
223	第7章 避難行動の促進対策 基本方針 ○避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。	第7章 避難行動の促進対策 基本方針 ○避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
224	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。 ア (略) イ (略) <u>ウ (追加)</u>	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。 ア (略) イ (略) <u>ウ 津波災害警戒区域 (令和元年7月30日愛知県建設局指定) における浸水想定区域</u>	避難情報に関するガイドライン (内閣府) P94 の記載に合わせるため
229	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 2 指定避難所の指定 (5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 3 避難所が備えるべき設備の整備 (3) バックアップ設備の整備 投光器、自家発電設備等	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 2 指定避難所の指定 (5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> 3 避難所が備えるべき設備の整備 (3) バックアップ設備の整備 投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等	防災基本計画の修正を踏まえた修正
231	第2節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策	第2節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
232	町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保 の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、東浦町 地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、<u>市町村</u>地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。 (1) 避難支援等関係者となる者 ア (略) (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) <u>(追加)</u> (エ) 社会福祉協議会	町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保 の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、東浦町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。 (1) 避難支援等関係者となる者 ア (略) (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) <u>(エ) 児童委員</u> (オ) 社会福祉協議会	児童委員の追記 (防災基本計画の表記と統一)
233	(4) 名簿の更新に関する事項 イ 登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。 (10) 個別避難計画の作成等 イ 町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を<u>市町村</u>地域防災計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について<u>市町村</u>地域防災計画であらかじめ定めることとす	(4) 名簿の更新に関する事項 イ 登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・<u>児童委員</u>を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。 (10) 個別避難計画の作成等 イ 町は、消防機関、警察、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、<u>情報提供</u>の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	る。		
	第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第1節 火災予防対策に関する指導	第1節 火災予防対策に関する指導	
235	2 防火対象物の防火体制の推進 多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、知多中部広域事務組合は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、 <u>その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。</u>	2 防火対象物の防火体制の推進 多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、知多中部広域事務組合は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。	表記の整理
	第10章 津波予防対策	第10章 津波予防対策	
	第2節 津波防災体制の充実	第2節 津波防災体制の充実	
238	3 津波災害警戒区域の指定 (1) (略) (3) (略) <u>(追加)</u>	3 津波災害警戒区域の指定 (1) (略) (2) (略) (3) 町長は、町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	津波防災地域づくりに関する法律第71条第3項に基づく修正及び表記の整理
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援体制の整備	
242	3 受援体制の整備 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	3 受援体制の整備 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
248	6 過去の災害の伝承 町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	6 過去の災害の伝承 町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
249	2 学校等における地震防災教育 (1) 児童生徒等に対する防災教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教室を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校等行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。なお、防災教育は次に掲げる内容为目标に行う。	2 学校等における地震防災教育 (1) 児童生徒等に対する防災教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教室を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校等行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する<u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>なお、防災教育は次に掲げる内容为目标に行う。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和4年2月修正）		修 正 案		改正理由		
255	2 組織及び活動態勢 [災害対策本部の所掌事務]		2 組織及び活動態勢 [災害対策本部の所掌事務]		表記の整理		
	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	部 名 等		班 名 等	所 掌 事 務
	本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難勧告等に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項	本部			1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項
	本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長			本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長			
256	救護部 部長 健康福祉部長		救護部 部長 健康福祉部長				
	避難所班 （住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班） 班長 生涯学習課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 外国人支援に関すること。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に関すること。 5 炊き出し米等の確保に関すること。 6 他（部）班の応援協力に関すること。	避難所班 （住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班） 班長 生涯学習課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 外国人支援に関すること。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に関すること。 5 炊き出し米等の確保に関すること。 6 他（部）班の応援協力に関すること。			
	福祉・物資班 （ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課） 班長 福祉課長	1 救助物資の配給に関すること。 2 罹災者の救護に関すること。 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 要配慮者の支援に関すること。 5 在宅老人等に関すること。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7 仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 8 日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 9 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	福祉・物資班 （ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課） 班長 ふくし課長	1 救助物資の配給に関すること。 2 罹災者の救護に関すること。 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 要配慮者の支援に関すること。 5 在宅老人等に関すること。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7 仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 8 日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 9 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。			

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和4年2月修正）			修 正 案			改正理由
257	建設部 部長 建設部長	土木班（道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。	建設部 部長 建設部長	土木班（道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。	
		上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道（雨水を除く）施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。		上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道（雨水を除く）施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。	
	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班（都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班（都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	
258		公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	
		公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。		公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。	
~~~~~							
第3節 非常配備							
264	3 非常配備の指令 （1）非常配備の指令（解除を含む。）は、本節「2 非常配備の基準」に定めるところにより、災害の規模、態様又はその状況に応じ、町長（本部長）が行うものとする。 ただし、第一非常配備の指令（解除を含む。）については、防災交通課長がこれを行うものとする。 （略） （4）当該指令に関する事務は、総務部防災交通課（災害対策本部事務局）において処理するものとする。 （5）平常時（勤務時間内）の非常連絡 ア 防災交通課長は勤務時間内に、県、その他連絡機関より非常			3 非常配備の指令 （1）非常配備の指令（解除を含む。）は、本節「2 非常配備の基準」に定めるところにより、災害の規模、態様又はその状況に応じ、町長（本部長）が行うものとする。 ただし、第一非常配備の指令（解除を含む。）については、防災危機管理課長がこれを行うものとする。 （略） （4）当該指令に関する事務は、総務部防災危機管理課（災害対策本部事務局）において処理するものとする。 （5）平常時（勤務時間内）の非常連絡 ア 防災危機管理課長は勤務時間内に、県、その他連絡機関より			表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	配備に該当する注意報、警報等を受領したときは町長に報告し、配備体制の指示を受け、関係部課長に連絡するものとする。   (6) 勤務時間外、休日等の非常連絡   ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災交通課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。	非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは町長に報告し、配備体制の指示を受け、関係部課長に連絡するものとする。   (6) 勤務時間外、休日等の非常連絡   ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災危機管理課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第2節 津波警報等の伝達	第2節 津波警報等の伝達	
268	4 緊急地震速報の伝達体制整備   [津波警報等、地震情報等の伝達系統]   気象庁本庁 → 海上保安庁 → 第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 船舶等   気象庁本庁 → 日本放送協会放送センター報道局社会部 → 日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) → 船舶等   気象庁本庁 → 警察庁 → 愛知県警察本部 → 関係警察署 → 交番・駐在所 → 町 → 住民等   気象庁本庁 → NTT西日本 → 消防庁 → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 愛知県防災安全局 (県防災行政無線) → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 報道機関 (テレビ・ラジオ放送) → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 携帯電話事業者 (緊急速報メール) → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 中部地方整備局河川部 → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 防災関係機関 → 町 → 住民等	4 緊急地震速報の伝達体制整備   [津波警報等、地震情報等の伝達系統]   気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 関東地方整備局 → 中部地方整備局 (緊急速報メール) → 船舶等   気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 携帯電話事業者 (緊急速報メール) → 船舶等   気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) → 船舶等   気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 西日本電信電話(株) → 町 → 住民等   気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 消防庁 → 町 → 住民等   気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 警察庁 → 愛知県警察本部 → 関係警察署 → 交番・駐在所 → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 愛知県防災安全局 (県防災行政無線) → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 報道機関 (テレビ・ラジオ放送) → 町 → 住民等   名古屋地方気象台 → 第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船舶等   名古屋地方気象台 → 防災関係機関 → 中部空港海上保安航空基地 → 船舶等	気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先の見直しに従った修正
269	7 発見者の通報義務   (2) 町長の処置	7 発見者の通報義務   (2) 町長の処置   ア 町長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関	

# 東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和4年2月修正)	修正案	改正理由
	ア 町長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。<u>この場合において、町長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u>また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。   イ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。	する情報の収集に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。<u>報告にあたり</u>、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。   イ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で<u>安否不明者・行方不明となった者について</u>、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者・行方不明者として把握した者が</u>、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。	防災情報システムの改修更新に伴う修正   「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
270	<b>第3節 避難の指示</b>	<b>第3節 避難情報</b>	表記の整理
270	<b>1 町の措置</b>   (2) 知事等への助言の要求   町長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。	<b>1 町の措置</b>   (2) 知事等への助言の要求   町長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
272	<b>第4節 住民等の避難誘導等</b>   <b>1 住民等の避難誘導等</b>   (3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	<b>第4節 住民等の避難誘導等</b>   <b>1 住民等の避難誘導等</b>   (3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、<u>民生委員・児童委員</u>や地域住民と連携して行うものとする。	児童委員の追記 (防災基本計画の表記と統一)
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
	<b>第2節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第2節 被害状況等の収集・伝達</b>	
275	<b>2 被害状況等の収集・伝達</b>   (1) 被害情報の収集   町長は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。	<b>2 被害状況等の収集・伝達</b>   (1) 被害情報の収集   町長は、人的被害の状況(<u>安否不明者・行方不明者の数を含む</u>)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集	「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表

# 東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
276	特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。   なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。   (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告   町は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況 対策本部設置状況 応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。   <u>この場合において、町長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u>   (3) 行方不明者の情報収集   捜索・救助体制の検討等に活用するため、<u>市町村</u>は、住民登録の有無にかかわらず、<u>当該市町村</u>の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。   (4) (略)   (5) 火災、災害即報要領に基づく報告   ア 町は、火災、災害即報要領(昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。	する。   特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。   なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。   (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告   町は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況 対策本部設置状況 応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。   <u>報告にあたり</u>、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。   (3) <u>安否不明者・行方不明者</u>の情報収集   捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で<u>安否不明者・行方不明</u>となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者・行方不明者</u>として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。   (4) (略)   (5) 火災、災害即報要領に基づく報告   ア 町は、火災、災害即報要領(昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。	方針」の反映   防災情報システムの改修更新に伴う修正   「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
284	<b>第3節 通信手段の確保</b>   <b>1 通信窓口</b>	<b>第3節 通信手段の確保</b>   <b>1 通信窓口</b>	表記の整理

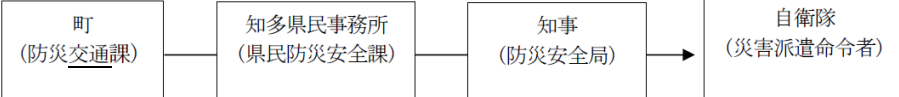
東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
285	町  町総務部防災交通課 (災害対策本部開設時は、役場 西会議室)    一般加入電話  0562-83-3111 (内線 231)    同 F A X  0562-83-9756    愛知県防災行政用無線電話  758-2-235    同 F A X  758-1150    役場携帯電話  090-3481-4303 090-3158-4338	町  町総務部防災危機管理課 (災害対策本部開設時は、役場 西会議室)    一般加入電話  0562-83-3111 (内線 348)    同 F A X  0562-83-9756    愛知県防災行政用無線電話  758-2-235    同 F A X  758-1150    役場携帯電話  090-3481-4303 090-3158-4338	
	2 電話、電報施設等の優先利用   (1) 災害時優先電話の登録   各防災関係機関は、災害時における非常電話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ発信する電話番号を「災害時優先電話」として西日本電信電話株式会社名古屋支店に登録する。   なお、登録に当たっては、西日本電信電話株式会社が登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社名古屋支店への相談が必要である。   (2) 非常扱いの電報   <u>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u>   <u>申し込みに当たっては、あらかじめ登録した災害時優先電話から「102番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</u>   <u>ア 非常扱いの通話申し込みであること。</u>   <u>イ 登録された電話番号と機関等の名称</u>   <u>ウ 相手の電話番号</u>   <u>エ 通話内容</u>   (3) 緊急通話   <u>火災、集団的疾患、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の通話については、一般通話に優先して接続される。</u>	2 電話、電報施設等の優先利用   (1) 災害時優先電話の登録   各防災関係機関は、災害時における非常電話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ発信する電話番号を「災害時優先電話」として西日本電信電話株式会社東海支店に登録する。   なお、登録に当たっては、西日本電信電話株式会社が登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社東海支店への相談が必要である。	(4) と重複する内容のため削除   102 (通話接続サービス) 提供終了に伴う削除

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和4年2月修正)	修正案	改正理由
286	申し込みに当たっては、あらかじめ登録した災害時優先電話から「102番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。   ア 非常扱いの通話申し込みであること。   イ 登録された電話番号と機関等の名称   ウ 相手の電話番号   エ 通話内容   (4) 非常電報   天変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。<u>ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。</u>   電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。   (5) 緊急電報   非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。   電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。   (6) 携帯電話の活用   (7) 県防災情報システムの使用   (8) 放送の依頼	(2) 非常電報   天変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、<u>他の電報に優先して取り扱われる。</u>電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(8時から19時までの受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。   (3) 緊急電報   非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。   電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(8時から19時までの受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。   (4) 携帯電話の活用   (5) 県防災情報システムの使用   (6) 放送の依頼	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3節 自衛隊の災害派遣要請	
292	3 災害派遣   (3) 自衛隊の活動範囲   ケ 炊飯及び給水   被災者に対し、<u>炊飯及び給水を実施する。</u>   (追加)   コ (略)   サ (略)	3 災害派遣   (3) 自衛隊の活動範囲   ケ <u>給食</u>及び給水   被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。   コ <u>入浴支援</u>   被災者に対し、<u>入浴支援を実施する。</u>   サ (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正

# 東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
293	シ (略)   4 災害派遣要請等手続   [災害派遣要請等手続系統]  	シ (略)   ス (略)   4 災害派遣要請等手続   [災害派遣要請等手続系統]  	
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保	
296	3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料 18「防災活動拠点」表 1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。   なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料 18「防災活動拠点」表 2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。   物資の輸送拠点について、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料 21「防災活動拠点」表 1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。   なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料 18「防災活動拠点」表 2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。   物資の輸送拠点について、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	表記の整理
	第5章 救出・救助活動	第5章 救出・救助活動	
297	基本方針   ○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県防災航空隊の防災ヘリコプターを活用するものとする。	基本方針   ○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県の防災ヘリコプターを活用するものとする。	表記の整理
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用	
298	1 防災ヘリコプターの活動   町の地域内に災害が発生した場合、発災直後の情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県防災航空隊の防災ヘリコプターを活用する。防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容	1 防災ヘリコプターの活動   町の地域内に災害が発生した場合、発災直後の情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県の防災ヘリコプターを活用する。ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和4年2月修正）	修 正 案	改正理由																																				
299	の活動を行う。   <b>2 出動</b>   （1）<u>知事は、県内において地震災害が発生し、又はそのおそれがあるときは防災ヘリコプターを出動させる。</u>   （2）<u>知事は、町長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。</u>   （3）町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事</u>に提出する。   <u>（追加）</u>   （4）緊急時応援要請連絡先 緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。 <u>防災安全局消防保安課防災航空グループ</u> 電 話 <u>0568-29-3121</u> F A X <u>0568-29-3123</u>   （5）（略）  <table><tr><th colspan="6">[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]</th></tr><tr><th>離着陸場名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>東経</th><th>北緯</th><th>区分</th></tr><tr><td>東浦高等学校</td><td>東浦町大字生路 字富士塚 20</td><td>83-0111</td><td>136 度 52 分 83 秒</td><td>34 度 57 分 26 秒</td><td>小型</td></tr></table>	[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]						離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分	東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型	<b>2 出動</b>   （1）県内において地震災害が発生し、又はそのおそれがあるときは防災ヘリコプターを出動させる。   （2）町長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。   （3）町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。   <u>（4）事務委託</u> <u>（1）～（3）の措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u>   （5）緊急時応援要請連絡先 緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。 <u>ア 名古屋市消防航空隊（8 時 45 分から 17 時 30 分まで）</u> 電 話 <u>0568-54-1190</u> F A X <u>0568-28-0721</u> <u>イ 名古屋市防災指令センター（17 時 30 分から 8 時 45 分まで）</u> 電 話 <u>052-961-0119</u> F A X <u>052-953-0119</u>   （6）（略）  <table><tr><th colspan="6">[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]</th></tr><tr><th>離着陸場名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>東経</th><th>北緯</th><th>区分</th></tr><tr><td>東浦高等学校</td><td>東浦町大字生路 字富士塚 20</td><td>83-0111</td><td>136 度 52 分 83 秒</td><td>34 度 57 分 26 秒</td><td>小型</td></tr></table>	[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]						離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分	東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型	
[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]																																							
離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分																																		
東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型																																		
[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]																																							
離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分																																		
東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型																																		
	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 2 節 防疫・保健衛生	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 2 節 防疫・保健衛生																																					

# 東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
307	<b>4 栄養指導</b> (1) 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。	<b>4 栄養指導</b> (1) 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
312	<b>2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</b> (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。	<b>2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</b> (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として <u>区間を指定して</u> 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	表記の整理
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
320	<b>4 避難所の運営</b> (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、民生委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。	<b>4 避難所の運営</b> (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、民生委員・ <u>児童委員</u> 、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。	児童委員の追記 (防災基本計画の表記と統一)
	<b>第11章 水・食品・生活必需品の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品の供給</b>	
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
327	<b>4 米穀の原料調達</b> (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>政策統括官</u> ）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	<b>4 米穀の原料調達</b> (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	国の組織再編に伴う修正
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>第5節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第5節 教科書・学用品等の給与</b>	
345	<b>1 給与の対象者</b> 災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書・学用品等を給	<b>1 給与の対象者</b> <u>町は</u> 、災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した <u>町立学校</u> の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修 正 案	改正理由																														
	与する。	給与する。																															
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																															
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																															
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等																															
358	3 市税等の減免等	3 町税等の減免等	表記の整理																														
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応																															
	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応																															
365	3 住民への周知・呼びかけ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	3 住民への周知・呼びかけ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	表記の整理																														
	<table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分</td><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間</td><td>巨大地震警戒</td><td>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td><td>○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>調査終了</td><td>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合		巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合		調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	<table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分後</td><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間後</td><td>巨大地震警戒</td><td>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td><td>○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>調査終了</td><td>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合		巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合		調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																															
地震発生等から5～30分	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測																															
地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合																															
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																															
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																															
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																															
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測																															
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合																															
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																															
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																															
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策																															
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策																															
	第11節 緊急輸送	第11節 緊急輸送																															

## 東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
389	<b>3 緊急輸送基地</b> 警戒宣言が発せられた場合、東浦町役場、東浦高校、株式会社豊田自動織機東浦工場、ジャパンディスプレイ株式会社及び愛知カリモク株式会社に緊急輸送基地（集積地点）を設定する。	<b>3 緊急輸送基地</b> 警戒宣言が発せられた場合、東浦町役場、東浦高校、株式会社豊田自動織機東浦工場及び愛知カリモク株式会社に緊急輸送基地(集積地点)を設定する。	表記の整理